

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

サービス提供区分	訪問型独自サービスⅠ/2 週1回程度の利用が必要な場合 単位数 月(888) 日割り(29)		訪問型独自サービスⅡ/2 週2回程度の利用が必要な場合 単位数 月(1,774) 日割り(58)		訪問型独自サービスⅢ/2 週2回を超える利用が必要な場合 単位数 月(2,815) 日割り(93)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合 月ごとの定額制 (円/月)	9,874円	1割 988円	19,726円	1割 1,973円	31,302円	1割 3,131円
		2割 1,975円		2割 3,946円		2割 6,261円
		3割 2,963円		3割 5,918円		3割 9,391円
日割りとなる場合 (円/日)	322円	1割 33円	644円	1割 65円	1,034円	1割 104円
		2割 65円		2割 129円		2割 207円
		3割 97円		3割 194円		3割 311円

※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※ 利用者の体調不良や状態の改善等により生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による生活援助型訪問サービス提供予定表を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、() 内の日をもって日割り計算を行います。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
- ・ 月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

利用料金の変更について

その他のサービス料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合、変更の事由と変更内容については、事前に書面にてご説明し同意を得る手続きをおこないます。

	加 算	利用者負担額
要 支 援 度 に よ る	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率(13.7%)を乗じて算出した額の1部負担金(利用者負担割合に応じる)
	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率(4.2%)を乗じて算出した額の1部負担金(利用者負担割合に応じる)

◎1単位を11.12円として計算しています。